第二百四十二条第九項中「第四項」を「第五項」に、「においては」を「において」に、「通知し、かつ」を「通知するとともに」に改め、同条に次の二項を加える。

10　普通地方公共団体の議会は、第一項の規定による請求があつた後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

11　第四項の規定による勧告、第五項の規定による監査及び勧告並びに前項の規定による意見についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

第二百四十二条の二第一項中「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項第四号ただし書中「第二百四十三条の二第三項」を「第二百四十三条の二の二第三項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項中「掲げる」の下に「場合の区分に応じ、当該各号に定める」を加え、同項第一号及び第二号中「場合は、当該」を「場合　当該」に改め、同項第三号中「行なわない場合は、当該」を「行わない場合　当該」に改め、同項第四号中「場合は、当該」を「場合　当該」に改める。

第二百四十三条の二を第二百四十三条の二の二とする。

第二百四十三条の次に次の一条を加える。

（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責）

第二百四十三条の二　普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

2　普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

3　前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

第二百五十二条の七第一項中「職員又は」を「職員」に改め、「専門委員」の下に「又は第二百条の二第一項に規定する監査専門委員」を加え、同条第三項中「前二項の場合に」の下に「ついて」を加え、「これを」を「ついて、それぞれ」に改める。

第二百五十二条の十一第四項中「においては」を「において」に改め、「監査委員は、」の下に「第百九十九条第九項の規定による」を加え、「提出し、かつ」を「提出するとともに」に改め、同条に次の一項を加える。

5　前項の場合において、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、第百九十九条第九項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、同条第十二項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を他の関係普通地方公共団体の長に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

第二百五十二条の十三中「政令の」を「政令で」に、「又は専門委員」を「、専門委員又は監査専門委員」に改める。

第二百五十二条の二十七第二項中「普通地方公共団体」の下に「及び同条第二項の条例を定めた同条第一項第二号に掲げる市以外の市又は町村」を加え、「、毎会計年度」を削る。

第二百五十二条の三十三第二項中「の職員」の下に「、監査専門委員」を加える。

第二百五十二条の三十六第一項中「（以下「包括外部監査対象団体」という。）」を削り、「政令の」を「政令で」に改め、同項第三号を削り、同条第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「において、包括外部監査対象団体」を「には、第一項各号に掲げる普通地方公共団体及び第二項の条例を定めた第一項第二号に掲げる市以外の市又は町村（以下「包括外部監査対象団体」という。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第二号に掲げる市以外の市又は町村で、契約に基づく監査を受けることを条例により定めたものの長は、同項の政令で定めるところにより、条例で定める会計年度において、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

第二百五十二条の三十九第一項中「政令の」を「政令で」に、「において」を「には」に改め、同条第二項中「本条」を「この条」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第三項中「政令の」を「政令で」に改め、「により、」の下に「当該」を加え、同条第五項中「においては」を「には」に、「政令の」を「政令で」に改め、同条第六項中「においては」を「には」に改め、同条第十項中「においては」を「において」に改め、同条第十三項中「送付し、かつ」を「送付するとともに」に改め、同条第十五項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第二百五十二条の四十三第一項中「政令の」を「政令で」に改め、同条第二項中「本条」を「この条」に、「においては」を「において」に改め、同条第五項中「第二百四十二条第四項から第六項まで、第八項及び第九項並びに第二百四十二条の二」を「第二百四十二条第五項から第七項まで及び第十一項並びに第二百四十二条の二第一項及び第二項」に、「第二百四十二条第四項中」を「第二百四十二条第五項中」に改め、「があつた場合においては、監査委員は、」を「提出」と、「監査を行い」とあるのは「」に、「本条」を「この条」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「による請求」を「による」に、「の請求」と、「六十日」を「の」と、「六十日」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「、第四項の」を「、第五項」に、「第二百五十二条の四十三第四項の」を「第二百五十二条の四十三第四項」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に、「第三項の規定による勧告並びに第四項」を「第四項の規定による勧告、第五項」に、「第四項」を「第五項」に改め、「監査及び」の下に「勧告並びに前項の規定による意見」を、「決定及び」の下に「勧告」を加え、「請求をした場合において、同条第四項の規定による監査委員の監査の結果」を削り、「請求をした場合において、前条第四項」を「」と、「同条第五項の規定による監査委員の監査の結果」とあるのは「前条第五項」に、「勧告」と」を「」と」に、「同条第一項の請求」を「同条第一項」に、「個別外部監査の請求」と、同条第二項第一号中「監査委員」を「個別外部監査」と、同条第二項第一号中「」に、「監査委員の請求」を「の請求」に改め、「又は」とあるのは「」の下に「当該」を加え、同条第七項中「第二百四十二条第六項」を「第二百四十二条第七項」に改め、同条第九項中「においては」を「において」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「通知し、かつ」を「通知するとともに」に改める。

第二百五十二条の四十五中「第二節の規定の適用」を「一部事務組合又は広域連合に係る包括外部監査契約に基づく監査」に、「広域連合は、」を「広域連合を」に、「みなす」を「みなして、第二節（同項を除く。）の規定を準用する」に改める。

第二百八十七条の二第六項中「議会に」の下に「通知し、」を、「議会への」の下に「通知、」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条第七項中「の規定に限る」を「に限る」に改め、「、第九十八条」を削り、「第百条第一項から第五項まで及び第八項から第十三項まで、第百条の二並びに第百二十五条」を「第百条の二及び第百二十五条中「普通地方公共団体の議会」とあり、第九十八条第一項及び第百条第一項」に改め、「、及び」の下に「議会」とあり、並びに第九十八条第二項並びに第百条第二項から第五項まで及び第八項から第十三項までの規定中」を加え、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「においては」を「には」に、「これを」を「これ」に、「条例を」を「条例」に、「第百七十六条（第三項を除く。）、第百七十七条第一項及び第二項、第百七十九条第二項から第四項まで、第百八十条、第百九十九条第十二項、第二百四十二条第九項、第二百四十二条の二第一項及び第二項」を「第百七十六条第一項、第四項及び第七項、第百七十七条第一項、第百七十九条第二項、第百八十条第一項、第百九十九条第十四項及び第十五項、第二百四十二条第十項、第二百四十三条の二第二項」に、「、第二百五十二条の四十（第四項を除く。）並びに第二百五十六条」